

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例（案）の概要説明

1 条例制定の背景

近年、アジア地域の成長により、金属スクラップをはじめとした再生資源物の需要が、海外において急速に高まっており、有価物として日本から輸出されています。

本市は、輸出港に近いといった地理的特性や、首都圏の中でも土地の価格が安いことなどから、再生資源物を屋外保管する事業場（以下「屋外保管事業場」といいます。）が複数存在しており、今後も増加することが見込まれます。

しかしながら、このような屋外保管事業場は、法令等による規制の対象となっておらず、再生資源物の搬出入時における重機による騒音や振動、保管物を溶断する際に発生する煙や悪臭の発生や、再生資源物に付着する油の処理等に関し、周辺住民の生活環境等に支障をきたしており、市民等から多数の通報や苦情が寄せられています。

さらに、再生資源物には、発火のおそれがあるリチウムイオン電池等が含まれることがあるため、火災の発生や延焼の危険性があり、また、再生資源物が屋外保管されることで、近年発生している豪雨や台風等の災害により、当該再生資源物の崩落、飛散等が懸念され、市民生活の安全を脅かしています。

そのため、市民生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることにより、市民が安全・安心に生活を送ることができるよう、再生資源物の屋外保管について規制する必要があります。

2 条例制定の目的

屋外保管された再生資源物の火災の発生又は延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該屋外保管に伴う騒音、振動、悪臭、

水質の汚濁等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全を確保し、及び生活環境を保全するため、新たに条例を制定しようとするものです。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日予定。罰則は、令和 5 年 7 月 1 日予定。

4 県内自治体の状況

千葉市：令和 3 年 1 1 月 1 日施行

5 条例における基本的事項

第 1 条（目的）

この条例の目的を規定するものです。

第 2 条（定義）

この条例における用語の定義について規定するものです。

第 3 条（屋外保管事業者等の責務）

屋外保管事業者等の責務について規定するものです。

第 4 条（土地所有者の責務）

土地の所有者の責務について規定するものです。

第 5 条（市の責務）

市の責務について規定するものです。

第 6 条（屋外保管事業場の許可等）

屋外保管事業場を設置しようとする者は、市長の許可が必要となることなどを規定するものです。

第 7 条（事前協議）

屋外保管事業場の設置に係る事前協議について規定するものです。

第 8 条（説明会の開催等）

周辺住民等への説明会の開催等について規定するものです。

第 9 条（屋外保管事業場における保管基準）

屋外保管事業場における保管基準について規定するものです。

第 10 条（屋外保管事業場の立地基準）

屋外保管事業場の立地基準について規定するものです。

第 11 条（水質検査及び地質検査の報告）

水質検査及び地質検査の報告について規定するものです。

第 12 条（記録及び閲覧）

許可屋外保管事業場設置者は、記録を作成するとともに、利害関係者の求めに応じて閲覧させることを規定するものです。

第 13 条（変更の許可等）

許可屋外保管事業場設置者からの変更の許可等について規定するものです。

第 14 条（名義貸しの禁止）

許可屋外保管事業場設置者による名義貸しの禁止について規定するものです。

第 15 条（屋外保管事業場の譲受け等）

許可屋外保管事業場設置者による屋外保管事業場の譲受け等について規定するものです。

第 16 条（合併及び分割）

許可屋外保管事業場設置者である法人の合併や分割について規定するものです。

第 17 条（相続）

許可屋外保管事業場設置者の相続について規定するものです。

第 18 条（許可屋外保管事業場設置者に対する勧告及び命令）

許可屋外保管事業場設置者に対する勧告や命令について規定する

ものです。

第 19 条（許可の取消し）

許可屋外保管事業場設置者の許可の取消しについて規定するものです。

第 20 条（報告の徴収）

屋外保管事業者等に対する報告の徴収について規定するものです。

第 21 条（立入検査）

屋外保管事業場等への立入検査について規定するものです。

第 22 条（勧告及び命令）

屋外保管事業者に対する勧告や命令について規定するものです。

第 23 条（公表）

命令に従わなかった屋外保管事業者等の公表について規定するものです。

第 24 条（事故時の措置）

屋外保管事業者による事故時の措置について規定するものです。

第 25 条（許可等に関する意見聴取）

許可等に関する意見聴取について規定するものです。

第 26 条（関係行政機関への照会等）

関係行政機関又は関係地方公共団体に対する照会や協力の求めについて規定するものです。

第 27 条（手数料）

屋外保管事業場の設置の許可等を受ける場合の必要な手数料について規定するものです。

第 28 条（適用除外）

この条例の適用除外について規定するものです。

第 29 条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることについて規定するものです。

第 30 条～第 32 条（罰則）

この条例に違反した場合の罰則について規定するものです。

第 33 条（両罰規定）

行為者のほか、雇用主にも罰則が適用することについて規定するものです。

附則

第 1 項（施行期日）

この条例の施行日を令和 5 年 4 月 1 日と規定するものです。

第 2 項～第 10 項（経過措置）

既存屋外保管事業者に関する取扱いについて規定するものです。

第 11 項（施行前の準備）

条例の施行日前でも規則の制定、事前協議等その他必要な行為ができることについて規定するものです。